

第 8 回奈井江町まちづくり町民委員会議事録

【日 時】 令和 2 年 11 月 26 日（木） 午後 18 時 00 分～午後 19 時 30 分
 【場 所】 文化ホール（交流談話室）
 【出席者】 町民委員～9 名（欠席 11 名） 町～12 名

委員	北 準一	○	三原 新	○	中村尚子	○	大櫛哲行	×	高橋典之	×
	村井啓介	×	北裕次郎	○	太田裕治	×	梅本てる子	×	藤由 均	×
	森 修平	○	長屋高史	○	福塚智美	×	吉田麻里	×	相田祐介	×
	笹原幸二	×	河原恵子	○	木下敏文	○	鈴木志津子	○	熊田 朋美	×
町	三本町長、碓井副町長、相澤教育長 事務局：小澤参事、井上主幹、谷口係長、稲垣主事補 大津課長、辻脇課長、戸田主幹、加藤主幹、是枝係長									

《小澤参事》

皆さまおぼんでございます。いつもは役場 3 階大会議室で行っておりましたが、新型コロナウイルスの感染リスクの回避とソーシャルディスタンスを確保するため、本日は文化ホールでの開催とさせていただきますが、北海道の警戒ステージ 3 への移行に伴って、残念ながら欠席となった委員も多くおられます。皆さまの感染対策に配慮しながら会議を進めて参りますので、よろしく願いいたします。次に資料 2 の委嘱書の交付について、まちづくり町民委員会の委員定数は、これまで 15 名の委員で組織しておりました。関係団体からの意見聴取や情報共有等の取り組みを充実させるため、条例に規定する委員定数を 20 名に改正し、委員を追加させていただきました。本来であれば新委員の皆さまに町長の方から委嘱書の交付を行うところですが、感染防止のため、委嘱書をお手元の方に配布をいたしましたので、ご了承願います。私の方から新しい委員の推薦団体とお名前について、ご紹介いたします。

初めに、残念ながら本日欠席となってしまいました。日本介護事業団健寿苑副施設長の相田 祐介さんです。次に、こちらも欠席となりましたが、新砂川農協青年部部長の笹原 幸二さん。次に、新砂川農協女性部副部長の河原 恵子さん。次に、奈井江町商工会青年部副部長の木下 敏文さん。次に、奈井江町商工会女性部副部長の鈴木 志津子さん。以上が、今回の定数改正に伴う新委員の皆さまですが、こちらも欠席となりましたが、やすらぎの家にお勤めしております、熊田 朋美さんが公募の委員として加わることになりましたので、ご報告いたします。なお、皆さまの任期につきましては、令和 4 年 2 月 26 日となっておりますので、引き続きまちづくり町民委員会の運営に関しまして、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、三本町長よりご挨拶を申し上げます。

《三本町長》

本日も「まちづくり町民委員会」にご参加いただき、大変ありがとうございます。

まちづくり町民委員会では、ご承知のとおり、まちづくり自治基本条例に基づく、町民参加や協働によるまちづくりの推進を念頭に町政全般に亘るご意見をいただいていたところ。現在、新年度予算の編成に取り掛かっているところですが、新型コロナウイルスの感染防止に向けた対応をはじめ、庁舎の建て替え、町立病院の運営など、新たな課題への対応が急務になっており、そのためにも、より一層町民参加・協働まちづくりを強固にしていくことが重要と捉えて、今回から農商工の青年部・女性部及

び日本介護事業団の新たに5名の委員に加わっていただきました。任期が1年余りとはなりますが、町民主体のまちづくりに向けて、委員の皆様により活発な議論をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の関係であります、全国各地で感染拡大が続き、日々、日常生活において緊張の度合いが高まっていると感じている方も多いためです。

本格的な冬を迎え、町としてもコロナ禍における各種対策を取り進めてまいりますが、町民一人ひとりの感染予防に向けた行動が、ますます重要になってくると考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、最近の町政について説明させていただきますが、まず、水稻の状況ですが、作況指数は北海道で106、当町を含む北空知は107の「良」と公表されたところです。当町においては、台風などの風水害や病害虫による被害に見舞われることもなく、品質は非常に良かったものの、全体的な収量は「やや良」と伺っているところがございます。また、低タンパク米の出荷につきましては、「ゆめぴりか」の食味の基準となるタンパク含有率6.8%以下の割合が約28%であり、収穫直前に雨が続き影響などによって、前年を下回る結果と聞いておりますが、道内有数の米の主産地として、弛まぬ努力を続けてきた生産者や関係者の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き、関係機関、団体と連携しながら、奈井江産米のブランド確立に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町民の皆様との懇談についてということですが、「役場庁舎の整備」をはじめ、「町立病院の経営状況」や「ないえ温泉のあり方」など当面の諸課題について、先月「まちづくり懇談会」を3回開催し、町内関係団体の代表者など112名の方にご参加いただき、それぞれの立場で貴重な意見をいただきました。また、連合区や行政区、町内関係団体、あるいは5名以上の町民グループからの申し込みによる「タウンミーティング」につきましても今月16日に商工会とさせていただいたところです。

町民の皆様からご意見を聞く機会が増えてはおりますが、冒頭、申し上げましたとおり、町民参加や協働のまちづくりが奈井江町の町政を進める基本でありますので、今後ともご協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、町立病院のあり方検討委員会についてですが、町民委員会から北委員長と三原副委員長のお二人にご参加いただき、これまで3回にわたり、経営状況や改革の方向性についてご議論いただいております。また、検討委員会での討論に加え、総務省の「経営改善アドバイザー派遣事業」による現地調査を9月に実施し、来庁された2名のアドバイザーから、病院経営の効率化、経営改善について助言をいただいております。これらを含めた経営の見直しに向けた答申案について、12月2日に予定されている検討委員会で議論をいただく予定となっております。北委員長、三原副委員長のお二人には、ご多忙のことと思いますが、引き続き、ご協力をお願いするとともに、町としても、検討委員会からの答申を踏まえながら、町立病院の経営改善に向けて、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の町民委員会についてですが、議題は、3回目となる「庁舎整備について」、それと「砂川吉野斎苑の共同利用に係る経過等について」となっております。いずれの課題も本年度からスタートした第6期まちづくり計画後期実施計画に基づく、公共施設の効率的な管理運営を進める上での重要な課題となっております。

本日も忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

《小澤参事》

引き続き、北委員長の方からご挨拶をいただきます。

《委員長》

皆さんこんばんは。今お話しのありました通り、この委員会の委員定数を20名に増やしまして、町を代表する皆さんからさらに意見を伺っていく考えです。役場庁舎建設問題や病院、温泉やその他の地方の苦しい状況がどんどんと深刻になっていく中、まちづくりをどうしていくかという大きな課題に当たっていきませんが、町民参加の中で共通の課題と目標を解決していくことに尽きるのですが、これが中々難しい。せめてこれらの委員会で色々な意見をいただいて、理事者の方で咀嚼し、作り上げていくことだと思っています。

私もまちづくり懇談会に参加しましたが、数名の委員の方もお見受けしました。いよいよ役場庁舎が令和6年の利用に向けて施工に入っていく段階になりますが、今日は庁舎の模型を見ながら、細かな部分も含めて意見をいただけたらと思います。

あまり時間をかけずに進めて参りますので、よろしく願いいたします。それでは議題(1)役場庁舎の整備について、ご説明をお願いします。

《是枝係長》

皆さま、町民委員会へのご出席お疲れ様でございます。庁舎建設推進室で係長をしております是枝と申します、どうぞよろしく願いいたします。私からは資料1、役場庁舎の整備についてご説明いたします。

役場庁舎整備につきましてですが、今年の1月の町民委員会で初めてご提案させていただきました。現在の役場庁舎の現状や国の財政措置をめぐる状況などを踏まえまして、建て替えを行うのか、改修にするのかなどの検討をいただいたところでございまして、これらの数回に渡る議論を経て、3月に「基本計画」が完成したところでございます。結論としては「建て替え」を行うということになりましたので、事務局としましては、この計画を着実に進めるため、今年の春から準備を進め、まずは建物の具体的な内容を決める『基本設計業務』に着手をしているところでございます。この基本設計業務では、町民の皆様により親しまれる庁舎を目指すため、ワークショップを行うなど、これまで関係各所との意見聴取の場をいくつか設けてまいりました。本日はこれらの進捗状況と、同時に町民の皆様から頂いたご意見などをご紹介し、今後の予定とさらに皆様の目の前にございます新庁舎の立体模型、こちらは説明の後、実際に皆様にご覧いただくお時間を設けたいと思っております。

それではまず資料1の2ページをご覧ください。こちらは、新庁舎の基本設計業務を受託した札幌市の株式会社北海道日建設計が作成した現時点における「平面検討案」でございます。こちらは、これまでいただいた意見を元に作成したものでありまして、今後も様々なご意見により変更となる可能性があります。主な特徴についてご紹介いたしますので、お手元の資料、あるいはわかりづらい部分については、こちらのモニターにも拡大して映しますのでこちらもご覧ください。現在の検討案では新庁舎は2階建てで、床面積は複合することを計画している「保健センター」や「子育て支援センター」などを含め約2,800㎡となるところでございます。

正面下の方に風除室がございまして、こちら正面玄関になります。正面玄関を入りますとエントランスホールがございまして、大きく申し上げますが、左手が執務室になり、戸籍や税の窓口、公営住宅或いは水道の窓口などを配置する予定です。右手こちらは保健福祉課のエリアになり、複合を予定しております保健センター、子育て支援センターの職員が事務を行う執務室にもなります。まずは時計回りにご説明いたしますが、執務室1の前については階段もございまして。それから、壁側にはラウンジ・情報プラザを配置しております。こちらは、町民の皆さまが気軽にご利用いただけるスペースを確保したい

と考えております。その左側になりますが、町民ホールです。多目的なスペースとして想定しており、例えば学生や文化団体さんの作品展示の場としてもご利用いただけます。もちろん、期日前投票の投票所や確定申告の臨時受付窓口のように町の業務としても使用いたします。その上をご覧ください、相談室が2つございます。よりプライバシー内容の高い相談の際は、職員がこちらにご案内をし、個別の相談を受けられるように確保してあります。その上、会議室を配置しております。その上、風除室を配置しておりますが、職員専用玄関として想定しております。その上、物品・印刷作業室や更衣室、会議室が並んでおります。その右側、男女のトイレを用意しております、多目的トイレも配置を予定しております。右側の方に移ります。風除室がございまして、その隣に地域福祉関係スペースと記載がございます。現在のところ、社会福祉協議会の入居を予定しており、相談室や専用の倉庫も予定しています。その右側、運動指導訓練室、その下、集団保健指導室がございます。こちらは、保健センターのエリアになります。現在も保健センターで使用している運動器具につきましては、運動指導訓練室の中に設置をする予定です。また、集団保健指導室では各種検診業務の実施或いはその下、初めて設置します栄養指導室を作成しております。こちらは調理ができるスペースでございます。主に食生活改善事業での活用が想定されます。この運動指導訓練室、集団保健指導室、栄養指導室につきましては、全て点線が有るかと思いますが、点線のところで移動式の間仕切りを計画しております、様々な状況で利用できるように考えております。その下、交流活動室になりますが、子育て支援センターのスペースになります。現在もあります、交流活動室とプレイルームを配置しております。その左側、授乳室と子育てトイレということで、お子さんと親御さんのためのトイレも配置しております。以上が1階でございます。

続きまして、次のページをご覧ください、2階になります。正面下段にホール、テラスの記載があります。こちらのテラスにつきましては、ガラスにすることを計画しております。明るく開放的なエリアとしまして、広く町民の皆さまに開放したいと考えております。この図面には丸テーブルの記載がございますが、これはテラスに面したカウンターテーブルやチェアを置くことによって、町民の立ち寄りの場を考えております。2階の平面図全体を見まして、左側が執務エリアや特別職の部屋などが配置しており、右側につきましては、主に議会エリアとなります。順番にご説明いたしますが、階段を上りますと目の前が執務室になります。総務課や企画財政課が入ることを想定しております。左側になりますが、庁議室、副町長室、応接室、町長室を予定しております。町長室の隣にサーバー室がございまして、その隣に職員の厚生室を設けております。その右側に1階同様のトイレを設置する予定です。続きまして、右側の議会エリアになりますが、その前に、こちら小会議室を設けてあります。それから倉庫、機械室ですが、機械室には非常用自家発電設備など様々な設備を収容することを考えておまして、導入する機器の規模によりまして、若干部屋の面積は変動することが考えられます。その下、議員控室兼委員会室になりまして、現在も役場3階にございますが、同じ機能の部屋を用意しております。その下、正副議長室、その左側に議会事務局、その左側に監査室兼図書室を設けてございます。そして右側中央が議場になります。背面配置型と申しまして、こちらに議長がおりまして、上の方が町の執行部、下の方が議員となります。このような配置を検討しております。議会閉会中につきましては、大会議室として使用することを想定しており、そのための収納庫もございます。また、庁舎2階建てでございますが、1階正面入りまして、すぐ左にエレベーターを設置いたします。

以上、簡単になりますが平面検討案の説明を終わらせていただきます。次に資料4ページをご覧ください。新庁舎の配置案ですが、新庁舎の位置は現役場庁舎駐車場の敷地北東側に建設することで決定したところでございます。こちらは、歩行者と車両の動線をそれぞれ確保する「歩車分離」が可能であること、また来庁者は南側から、職員は西側からというように庁舎へのアクセスも区分しやすいこと、さ

らには駐車場を南側に広く一体的に確保することで、冬季間の雪解けの促進が図れること等が主なメリットであると考えております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

《辻脇課長》

引き続き、資料の5ページから説明させていただきます、庁舎推進室の辻脇と申します、よろしくお願いたします。

5・6ページには、これまでにいただいた町民ワークショップやまちづくり懇談会等での主な意見を紹介したいと思います。まず資料5ページの左側になりますが、9月29日の町民ワークショップでいただいたご意見になります。町民交流スペースについての意見として、「自由な多目的スペースがほしい」「団体、学校などの作品展示ができれば良いですね」という意見をいただきましたし、「テーブルとイスを置き、少人数で談話するスペースがあったら良いですね」といった意見もいただきました。それから複合する施設につきましては、「利用者が入りやすい雰囲気は是非作っていただきたい」という意見、それから、「複合化で人が集まりやすくなる」という意見もありますし、「健康相談や介護相談ができるスペースがあると良いですね」といった意見もいただいております。それから議場の関係につきましては、「傍聴席から見えやすい議会にしてほしい」「議場で音楽発表ができれば良いですね」といった意見をいただいております。それからその他のご意見といたしまして、「気軽に足を運びやすい庁舎にしてほしい」「明るく入りやすい庁舎にしてほしい」「一目でわかる案内窓口表示にしてほしい」といった意見をいただいております。

それから右側になりますが、11月29日に第2回のワークショップを開催しました。その中の庁舎部分の意見につきましては、「ラウンジ・情報プラザのところに階段があることで、ある程度プライバシーが保たれるので利用しやすくなる」「監査室兼図書室の壁を可動式にし、開放することでテラスと共に気軽に立ち寄れる場所としてはどうでしょうか」「広くきれいなトイレにしてほしい」といったご意見をいただいております。それから複合施設の部分に関しましては、「運動指導訓練室はプライバシーに配慮した採光の方法を検討してほしい」「運動等で汗をかいた人のための簡易的な着替えスペースを確保してくれると助かります」、それから子育て支援センターに関しましては、「子どもが多く集まるのが想定されるので遮音対策があると良いですね」といったご意見をいただいております。

続きまして6ページになります。左側は3回に分けて開催をしました、まちづくり懇談会での庁舎に関する意見となります。保健・医療・福祉グループの中では、「再生可能エネルギー技術を活かした設備を導入して、ランニングコストの軽減をしたらどうでしょうか」「会議等での発言者の声が聞き取りやすいシステムを導入してほしい」というご意見をいただいております。それから産業グループの中では、「国の起債の基準等を踏まえた新庁舎の規模はどれぐらいになりますか?」「建て替えによって、生活インフラなど他の整備が後回しになることがないようにしてほしい」という意見をいただいております。それから教育・文化・子育て・交通グループの中では、「駐車における雪の堆積場の確保はどうなっていますか?」「起債の償還計画は大丈夫ですか?」といった意見をいただいております。それから右側になりますが、議員と社会福祉協議会より聞き取ったご意見となります。議会とのヒアリングの中では、「議場の多目的化は差し支えない」「議会中継システムを是非導入してほしい」「自然採光、自然換気のある構造にしてほしい」「議場における書記の席の位置」「議長席は高く回りを見渡せるようにしてほしい」という意見をいただいております。その下、社会福祉協議会との協議の中では、「窓口カウンターを設置を希望したい」「相談室は廊下と執務室両方から出入りできるのが望ましい」「年に数回30人規模の会

議を行う予定があるので、それに対応できる会議室が役場にあるとありがたい」「起債の返済計画は大丈夫ですか?」「新庁舎を建設することによる更なる町民の負担増はあるのか?」といったご意見をいただいております。以上が、庁舎に関係して色々な場面でいただいた、町民等の意見になります。

それでは最後、資料の7ページになります。今後の建設の予定になります。まず、ベースプラン（平面検討案）の確定の目途になりますが、11月いっぱいまで固めていきたいと考えております。その後、各部の使用の確定を年明け1月末を目途に行っていきます。9割方、平面・外部の仕上げ等ができた段階で最後、町民委員会を令和3年2月頃に開催したいと思っております。現在は基本設計を行っているところではありますが、基本設計につきましては令和3年2月末に確定したいと思っております。その翌月になりますが、3月からは実施設計に着手していくこととなります。その他の予定でございますが、建設工事につきましては、令和4年・5年の2ヵ年間でを行い、新庁舎供用開始につきましては、令和6年度という形で現在予定を立てております。以上が説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは実際に模型の方を見ていただきたいので、お手元の資料の平面図も見ながら、前の方に出ていただいて、模型を見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【庁舎模型の確認】

《委員長》

模型を見ていただいて、あまりピンとこないかもしれませんが、これが全貌になります。皆さんが抱いていたイメージ等がございましたら、意見等を是非いただきたいと思っております。

《町長》

口出しをする気はないのですが、1つだけ、こんなに広い町長室はいらないと言っておりますので変わりますから、皆さんも好きな意見を言っていただいて大丈夫です。

《委員》

外回りの質問になるのですが、バスはどうやって乗るのでしょうか?今はバス小屋があって、寒い中待っていますし、みなクルはバスが来るまで室内で待っていて、来てから乗れるような仕組みになっていますが、その辺どうでしょう。同じくタクシーも乗るでしょうし、一般の車が高齢者を降ろす場所となると、来庁者駐車場69台はけっこう多いですね、ここをグルッと回れる仕組みなどを検討できるのかなと思いました。

《辻脇課長》

検討したいと思っております。

《委員》

2階のテラスの吹き抜けがあるところは、子どもたちに危なくないような壁にしていきたい。

《辻脇課長》

落ちないような作りをするよう、十分検討したいと思っております。

《委員》

全ての会議室等でマイクを使用して音声を拡大できるようにしてほしい。

《辻脇課長》

初めから設置できるかは分かりませんが、移動式のマイクや磁気ループシステムなどは検討したいと思います。

《委員》

若い人たちがこれからの町を背負っていくので、もう少し模型を見ていただく場所をつくったら良いと思います。

《辻脇課長》

この模型が出来たのがつい最近になりますので、2回目のワークショップで模型に対する意見をいただいたのが、初めてになります。この後、機会がありましたら模型を使用しながら進めて行きたいと思っています。

《委員》

小学校や中学校に模型を持って行って、意見をいただいたほうが、これから奈井江町を良くしていくために良いのではないかと思います。

《委員》

町民ホールと相談室の間の通路が狭いと思いました。

《辻脇課長》

この図面上では1m程しかないのですが、もう少し広げる方向で検討を進めています。

《委員》

駐車場の図面を見るかぎり、東5条側の道路からは車が入れないんだなと思いました。

《委員》

とにかく辛気臭いので、明るくしてほしい。とにかく明るくしてほしい、これしかないです。

《委員》

20年後には人口が半減するというデータがありましたが、無駄のないように建ててくれたらと思います。

《辻脇課長》

人口減少に伴い、当然職員数も減ってくると思います。基本計画では複合施設も含め、3,100㎡と言われておりましたが、実は現在、2,800㎡ぐらいになっておりまして、なるべくコンパクトになるように進めております。

《委員長》

庁舎の協議に関しては一旦終わらせていただいて、(2)の火葬場の関係について説明をお願いします。

《大津課長》

改めまして委員会への出席大変お疲れ様です、建設環境課の大津と申します。私の方から砂川吉野斎苑の共同利用に係る経過等についてご説明いたしますので、資料2をご覧ください。

現在の奈井江町葬祭場につきましては、平成29年度に策定しました公共施設等総合管理計画の中の基本方針で葬祭場の広域化を検討する旨の区分となり、令和元年に第6期まちづくり計画後期実施計画骨格案の町民説明会においても、葬祭場の広域化の推進について説明を行いました。現在、奈井江葬祭場につきましては、人口減少が進む中においても、一定の維持管理をおこないながら浦臼町と広域による一定の利用が保たれておりますが、今後、施設を単独で維持するためには、施設の老朽化、昭和60年度に建設しまして35年経過しております。今後10年間で火葬炉の修繕、約2,200万円のほか、屋上防水や外壁の改修、約2,100万円などの多額な投資が必要になります。また、委託をする奈井江葬祭場の総裁管理業務におきましても、火葬夫の担い手確保も厳しい状況であります。そのようなことから本年2月、浦臼町と共に砂川地区保健衛生組合に対しまして、吉野斎苑の共同利用に向けた協議について正式に申し出をいたしました。この申し出に伴いまして、今年8月より協議に入り、令和3年度からの加入を想定しまして、新たな負担割合に基づく維持管理経費や平成7年に建設された吉野斎苑の建設経費について、現在の残存価格によります負担金の試算数値が示され、町が現在の葬祭場を維持していく際の管理経費の推計や新たに建て替えをした場合の試算等をし、比較検討をいたしました。その結果、将来を見据えた場合においても、浦臼町・奈井江町それぞれ一定の効果があることから、まずは両町で足並みを揃えて加入することに合意し、また現構成市町、砂川市・歌志内市・上砂川町におきましても負担金の割り方について了承を得られたことから、吉野斎苑の加入を令和3年度より行うこととしました。今後においては、正式に加入に関わります組合規約の変更を12月定例会において、各構成市町同時に規約改正の提案がなされる予定となっております。その中で、今後吉野斎苑を共同利用する際には、砂川地区保健衛生組合の条例・規約に基づき、裏面の資料にありますとおり火葬に係る利用料として、1人25,000円の負担が生じてきます。現在、奈井江火葬場の利用料につきましては、利用者の負担は求めておりませんが、改めてこのあり方を検討するため調査を行ったところ、空知管内の奈井江・浦臼を除く全ての施設で利用料を徴収している状況であり、また、葬儀費用に係る公的な支援としまして、以前より各種健康保険の給付金や生活保護の総裁扶助費など、一定の給付制度もあることから町としましては、令和3年4月より火葬に係る利用料を徴収する方向で住民の皆さまにご理解をいただきたいと思っております。こうした内容につきまして、今回ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

《委員長》

奈井江葬祭場を続けていくにしても経費負担が町にもかかってくる。砂川保健衛生組合の方に加入させてもらって、火葬費用の負担はでてくるが長期的に考えてその選択をしていくということでもあります。奈井江に住む限り必ず行かなければならない場所になりますけども、何か意見がございましたらいただきたいと思っております。

《委員》

恥ずかしながら、今まで無料だったことも知らないぐらい利用をしないところなので、これをきっかけに有料になっても問題ないと思います。

《副町長》

私も初めて見せてもらったのですが、犬の火葬が人体よりはるかに多いくらいあそこで使われていて、奈井江町も数年前から料金を払って利用させてもらっている経過もあります。利用料金を払うことが前提で加入の限りではなく、加入することに対して私どもの意思と今の既存の歌志内・砂川・上砂川、それが入ることに対してどうだということが纏まった段階でして、そうなったことを先ほどの説明のとおり足並みを揃えなければならないので、この12月の議会に提案をしましょうと、そこで正式に決まることとなります。料金もまた別の問題として一から調査した結果、他の自治体の状況も見て勘案した中で、むしろ1番低所得者の生活保護が満額国から補填される形になります。そのような状況も踏まえた中で、逆にここを取らないでいくという提案も中々難しいという方向も踏まえて、皆さんにお話しさせていただきました。1番の悩みが火葬夫でして、広域化の状況で話しが進む中、その後その仕事に付けない意向も示されてまして、やるにしても担い手がないということが非常に大きな課題として捉えないといけないと思っております。

《委員長》

ありがとうございました。それではその他で日ハム応援大使の件でお話しがありますので、お願いします。

《井上主幹》

私の方から報告とご依頼ということで3点ほどあるのですが、まず日本ハムファイターズの応援大使になります。全道の全市町村とコラボしながら事業を行うものなのですが、令和4年度に向けてということでそこが1番最後の年となっております。そのタイミングで奈井江町が応援大使を行うということで決定したので、この場でご報告をさせていただきたいと思っております、最終的な事業の詳細につきましては、来年度の10月もしくは11月くらいに日本ハムから説明があるということなのですが、いずれにしても、全町的な事業として皆さんとタイアップしながら進めていきたいと思っておりますので、皆さんの意見を聞いていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に資料4になります。これまで2年に1度開催しておりました町政懇談会ですが、それを見直しをしまして、新たに町民の皆さまから意見を伺うまちづくり懇談会を創設しました。先月、皆さまにもご参加いただきながら進めさせていただきましたが、今年度につきましては、10月14・19・21日の3回3グループに分かれて開催をさせていただきました。この概要につきましては、現在14日までしかホームページに掲載されておりませんが、随時掲載をしていきますのでご覧いただけたらと思います。裏面のタウンミーティングについてですが、これも今年度より始めた事業になりますが、町長が連合区・行政区・町内関係団体及び5名以上の町民からの求めに応じて、直接懇談会をするものになります。冒頭、町長のお話しにもありましたが、今月の16日に奈井江町商工会とこの場で開催をしました。町長と直接懇談ができることとなっておりますので、是非皆さんの団体でもタウンミーティングを活用していただき、町長と懇談をしていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

次に資料3番目になります。新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、国からの交付金である地方

創生臨時交付金の概要について説明させていただきたいと思いますが、資料 3 奈井江町新型コロナウイルス感染対応 地方創生臨時交付金の概要をご覧ください。

まずこの交付金は、新型コロナウイルスの感染が拡大して、飲食店や観光業など地域経済の低迷や個人の収入が減少し、また、コロナ過において学習環境を新たに整備していかなければならないといった様々な影響がでてきたことから、地域経済の活性化や町民生活への支援などを目的として交付金制度が創設されました。交付金の対象となる事業につきましては、事業の継続や雇用の維持に対応する事業。それと、「新しい生活」に対応する事業となっております。それぞれ各市町村に交付金が配分されております。奈井江町におきましては、2 回に分けて配布をされておまして、合計 2 億 7,258 万 7 千円が交付されました。この交付金に対応する奈井江町の事業につきましては、合計で 3 億 2,488 万 7 千円の事業を計上しております。その内容について、また説明したいと思います。

資料 2 ページ目をお開きください。2 ページ以降につきましては、主なものについて説明いたします。2～3 ページについては、感染防止・予防対策に関する事業について纏めております。事業番号 1 の町立国保病院感染防止対策事業ということで、感染防止に必要な備品や感染症の疑いのある受診者のための待合室の整備などを行うこととしておまして、1,500 万円を計上しております。また、事業 2 番目になりますが、町内の公共施設でのソーシャル・ディスタンスの確保や感染予防ということで、より一層強化をしていくための事業用放送設備・換気衛生設備の整備を行うために 3,391 万 1 千円。また、事業 4 番目の自治会館換気設備等の設置に対する助成に 300 万円を計上しております。資料 4～6 ページにかけては、地域経済への支援の区分をしております。事業番号 1・2 番の中小企業振興保証融資に係る事業ということで整理をしておりますが、感染症の影響を受けた事業者に対し、保証料や利息を負担させない融資を行うということで 559 万 9 千円の部分と、次年度以降の利子補給分ということで 697 万 7 千円を計上しております。事業番号 3～6 番については事業者への支援ということで、4 事業合わせて 5,290 万円を計上しております。

続きまして資料 5 ページ目になります、事業番号 7～8 番です。特別出産給付金と児童扶養手当受給世帯への支援ということで、子育て世帯の経済的負担の軽減のため現金給付やふれあいチケットの配布を行ったところでございます。

次に資料 6 ページをご覧ください、事業番号 9 の部分になります。農産物ブランド化確立事業ということで、これまで人数と時間をかけて行っていた土壌分析を精密で高度な機器に更新して、人と人の接触機会をできるだけ減少させて感染防止に努めることと、お米を中心に品質向上と更なるブランド化を目指していくということで 1,060 万 4 千円を計上しました。次に、事業番号 10 番の部分になります。医療・福祉・介護事業者給付金ということで、感染リスクの大きな職場で働かれる事業者に対する応援給付金として 550 万円を計上しております。また、事業番号 11 番につきましては、プレミアム商品券の発行ということで 3,160 万円を計上しております。

資料 7 ページをご覧ください。新しい生活様式への対応に向けた事業になります。事業番号 1～2 になりますが、コロナ過において人と人の接触を減少させるためのツールとして、多様なデジタル機能を活用しながら感染リスクを軽減させるために、オンライン会議の実現や税金等がスマホから納入できるようにシステム整備を行うということで 808 万 6 千円。それと事業番号 3 番の高度無線環境整備推進事業、全町で光ファイバーを整備するというもので 5,822 万 1 千円を計上しております。また、事業番号 4 の緊急時発信強化事業につきましては、UHBの地デジ広報サービスを行うほか、奈井江町の公式 LINE アカウントサービスによる町民への情報発信ということでサービスを開始しております。機能現在で 176 人のフォロワーということで、まだまだ普及が進んでいない状況ですので、皆さんにもフォロ

ワーになっていただいて、たくさんの方に伝えていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後のページになります。ここでは、子どもたちの教育支援に関する事業となっております。事業番号3の公立学校施設衛生環境改善事業では、コロナ過における学校施設の環境整備を行うこととし、トイレの洋式化やレバー式の蛇口などの整備に2,911万5千円を計上すると共に、GIGAスクール整備事業として、タブレットを利用したリモートでの授業ができるような整備に対して3,963万2千円を計上しております。また、事業番号5の学びの継続支援事業になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した世帯に対して、子どもが学びの機会を失わないようにとのことで大学等の授業料に対し一部を支援するものになります。大学等に通う子どもが1人の場合につきましては10万円、2人目以降については13万5千円を支援することとしておりますが、今のところあまり申請が無い状況となっておりますので、身近な方で該当する方がいましたらお声かけをお願いいたします。

事業の説明は最後になりますが、これらの事業はすでに始まっておりまして、予算に対する残額も出てきておりますので、それらも見直しをし、新たな事業も検討しながら12月の定例議会に提案していきたいと思っています。私からは以上です。

《委員》

高度無線環境整備はいつごろ行われますか？

《辻協課長》

NTTの方で設置となり、うちの方から申請は行っているのですが、その後のスケジュールについては、まだうちの方に来てない状況になります。かなりの市町村が手を上げている状況になりますので、年度内にできるかは微妙でして、おそらく今の状況で行きますと令和3年度への繰り越しを行う方が高いと思います。

《委員長》

長時間協議をしていただき、ありがとうございました。町も病院・温泉問題などの大きな課題を持ちながら、協働でまちづくりを進めて行く方向ですから、皆さんの意見を聞きながら実行していくことになりますので、今後ともよろしくお願いいたします。